

島根県立都市公園における花壇のオーナー制度実施要領

平成26年4月1日制定

(目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とし、公園の施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まってきていることから、多様な主体が自らの判断に基づき都市公園法による設置管理許可により公園にメッセージとオーナー名を記入した看板を付すことができる花壇を設置し管理する活動（以下「花壇のオーナー制度」という。）を行うことにより、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに公園利用の促進等を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領において「県」とは、島根県出雲県土整備事務所、島根県浜田県土整備事務所、又は島根県益田県土整備事務所をいう。
- 2 この要領において「公園」とは、浜山公園、石見海滨公園又は万葉公園の県立都市公園をいう。
- 3 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
- 4 この要領において「応募者」とは、花壇のオーナー制度により申し込みをした者をいう。
- 5 この要領において「オーナー」とは、前項に規定する応募者がオーナー選定基準により選定された者をいう。

(応募)

- 第3条 花壇のオーナー制度により申し込みをする者は、各公園の窓口に備えてある申込用紙（様式-A）に必要事項を記入のうえ、同窓口に郵送または直接持参するものとする。
なお、申込用紙は管理者に電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより各公園ホームページからダウンロードできるものとする。

(選定基準)

- 第4条 オーナー選定は県が行うが、次の場合を除き、応募者をオーナーとする。
- (1) 設置する花壇の内容が公園の景観又はイメージにそぐわないと判断される場合。
 - (2) 看板に記入するメッセージの内容が公園にふさわしくないと判断される場合。
 - (3) 応募者が継続して花壇を維持・管理できないと判断される場合。
 - (4) 看板に記入するオーナー名が公園の景観又はイメージにそぐわないと判断される場合。
 - (5) 応募者多数により花壇の設置場所が確保できない場合。
- 2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
- 3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

(花壇の設置場所)

第5条 管理者は予め県と協議し、花壇の設置が可能な場所を決定する。

2 応募者は、管理者が提示する花壇の設置場所から希望する設置場所を選択するものとする。

(花壇の規模等)

- 第6条 施設花壇形式の場合、花壇1区画の大きさは約1坪（1.8m四方）とし、応募者の申し込み区画数により1区画以上を割り当てる。
- 2 プランター等のコンテナ（以下「プランター」という）を使用する場合は1個以上とする。使用するプランターの大きさについては自由とする。
 - 3 宿根草・球根類及び播種形式による広大地を要する花修景を行おうとする場合は応募者と管理者で協議して、面積・形状を決定する。
 - 4 土地の使用料は無償とする。

(確認書)

- 第7条 オーナーは、島根県立都市公園条例施行規則（昭和49年7月19日島根県規則第71号）第5条第2項に規定する公園施設管理許可申請書（様式第5号）を提出し、都市公園法第5条に基づく施設の設置管理許可を受けるとともに県及び管理者と確認書（様式一B）を交わすものとする。

(花壇の設置)

- 第8条 オーナーは、第7条に規定する確認書を交わした後、管理者と花壇設置の日程調整を行い、管理者の立ち会いのうえ花壇を設置するものとする。また、オーナーは、花壇の設置に関して管理者から必要な助言や指示を受けるものとする。
- 2 オーナーは、花壇の設置に必要な材料や道具を準備するものとする。また、花壇の設置により発生した廃棄物はオーナーが持ち帰り、処分するものとする。

(オーナー登録簿)

- 第9条 管理者はオーナー登録簿（様式一C）を作成し、設置する花壇の登録から抹消までの管理を行うものとする。

(期間)

- 第10条 オーナー期間は1年間とする。オーナーがオーナー期間の延長を希望する場合は、オーナーは都市公園法第5条に基づく設置管理許可を申請するものとする。

(看板)

- 第11条 花壇には看板を設置できることとする。看板はオーナーからのメッセージ（40字以内）とオーナー名を記入した縦29.7cm×横42cmのサイズとし、制作にかかる費用はオーナーの負担とし、管理者が制作して設置するものとする。

(花壇の管理)

- 第12条 設置された花壇の管理はオーナーが行うものとし、その費用はオーナーが負担するものとする。
- 2 花の損傷、病害虫の発生、枯死について、県及び管理者は一切責任を持たないものとする。

3 散水に使用する水は管理者が定めた箇所で取水するものとする。

4 花壇の 管理に必要な道具はオーナーが準備するものとする。管理者は予備として道具を管理センター等に一式準備しておくものとする。

5 花壇の管理により発生した廃棄物はオーナーが持ち帰り、処分する。

6 オーナーが前項を遵守していないことが判明した場合、管理者は遵守するようオーナーに通知する。その後も遵守されない場合、管理者はオーナー登録抹消をオーナーに予告する。

(花壇の撤去)

第 13 条 オーナー期間内にオーナーをやめる場合は、管理者に連絡の上、オーナーが花壇を撤去する。その際に発生する廃棄物はオーナーが持ち帰り、処分する。

2 前条において、やむをえない事情によりオーナーが花壇の撤去をできない場合は、管理者が撤去し、オーナーにその費用を請求することができるものとする。

3 花壇が適切に管理されていないと認められた場合、管理者はオーナーにその旨連絡し、オーナー存続の意志を確認し、意志のない場合は第 1 項及び第 2 項の規定を適用する。

(その他)

第 14 条 オーナーは第 12 条第 6 項によりオーナー登録抹消を予告されたことについて異議がある場合、県及び管理者を交え、この件について協議することができる。異議がない場合、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。その後、管理者はオーナー登録を抹消するものとする。

2 前項協議により登録抹消となつた場合、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。その後、管理者はオーナー登録を抹消するものとする。